

首相と閣僚の伊勢神宮参拝に抗議します

内閣総理大臣

安倍晋三様

今年の1月6日に安倍晋三首相は萩生田光一文部科学相、加藤勝信厚生労働相、江藤拓農林水産相ら10名の閣僚と共に伊勢神宮を参拝した。新年の仕事始めに伊勢神宮を参拝し、参拝直後に伊勢神宮敷地内の伊勢神宮司庁にて政府の年頭の記者会見を行うことは、毎年の恒例行事となっている。これは国政の長の年初の伊勢神宮参拝が、政府の職務と深い関係があるかのような印象を市民に与え、首相としての立場にある者が、伊勢神宮参拝を行うことが当然なことであるとして慣例化しようとするものである。

伊勢神宮は、戦前まで、靖国神社と共に国家神道を支えた中心的な存在であった。同時に同神宮は皇室の祖先とされる天照大神を祀っている神社で、全国に8万という各地の神社の中央組織、神社本庁の「本宗」に位置している。愛媛玉串料違憲訴訟において、最高裁大法廷は、「神社への奉納は、県が特定の宗教団体との間にのみ特別のかかわり合いを持ったことを否定することができない。特定の宗教団体を特別に支援しており、特定の宗教への関心を引き起こすものといわざるを得ない。憲法20条3項、89条に違反する」（1997年4月2日、要旨）と述べ、特定の宗教団体との関係を厳しく戒めている。同様に、国と特定の宗教団体との関係も厳しく戒められているものである。

日本国憲法第99条の憲法尊重擁護義務を負う首相や閣僚にとって、報道関係者を前にしての同神宮への参拝、および同神宮の司庁にて行われる政府の記者会見は、日本国憲法の重要原則、同20条3項の違反にあたる公式参拝といえるものである。

私たち「政教分離の侵害を監視する全国会議」は、毎年の恒例行事のように行われている首相・閣僚らによる年頭の伊勢神宮参拝に強く抗議し、同神宮への参拝を取止めるよう切に求めるものである。

2020年1月24日

政教分離の侵害を監視する全国会議

代表幹事 木村庸五、古賀正義

事務局長 星出卓也